

# 平成17年度 第6回宇都宮市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会 議事録

**日 時**：平成18年3月3日(金)

午前10時30分～

**場 所**：宇都宮市役所 14大会議室

**出席者**：(18名)

## 〔社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員〕

大森健一委員 (獨協医科大学名誉教授)	福田久美子委員 (宇都宮市議会議員)
藤井 清委員 (宇都宮市社会福祉協議会会長)	瀬尾充男委員 (宇都宮市民生委員児童委員協議会会長)
岩崎正日登委員 (栃木県老人福祉施設協議会県中央部会理事)	松本カネ子委員 (宇都宮ボランティア協会会長)
高橋秀春委員 (宇都宮市居宅介護支援事業者連絡協議会会長)	浜野 修委員 (栃木県在宅介護支援センター協議会会長)
三條安子委員 (宇都宮地区介護者家族の会)	小倉一智委員 (宇都宮市議会議員)
福田浩二委員 (宇都宮市議会議員)	登守正人委員 (宇都宮市自治会連合会理事)
添田包子委員 (宇都宮市女性団体連絡協議会会長)	麦倉仁巳委員 (宇都宮市障害者福祉会連合会)
千保喜久夫委員 (宇都宮短期大学人間福祉学科教授)	横山房子委員 (公募委員)
山本健委員 (公募委員)	和気和子委員 (公募委員)

(欠 席・10名)

佐藤六夫委員(宇都宮市老人クラブ連合会会長)  
高橋邦生委員(宇都宮市医師会理事)  
崎谷秀一委員(宇都宮市歯科医師会理事)  
鯉淵タツノ委員(栃木県看護協会会長)  
塚田典功委員(宇都宮市市議会議員)  
谷口敬道委員(国際医療福祉大学保健学部作業療法学科助教授)  
桑まり子委員(栃木県栄養士会宇都宮市支部支部長)  
小川擁子委員(宇都宮市食生活改善推進団体連絡協議会会長)  
尾崎史郎委員(栃木県老人保健施設協議会会長)  
石倉重信委員(宇都宮市介護サービス事業者連絡協議会理事)

## 〔事務局〕

【健康増進課】土屋健康増進課長，松岡健康増進課長補佐，兼原健康増進課健康づくり推進係長，  
稲葉健康増進課生活習慣病予防係主任

【高齢福祉課】福田高齢福祉課長，高橋高齢福祉課介護保険担当主幹，田尻高齢福祉課長補佐，  
小関高齢福祉課企画係長，谷田部高齢福祉課介護サービス係長，大野高齢福祉課介護  
保険料係長，安納高齢福祉課企画係総括主査，伊澤高齢福祉課企画係主任主事，  
佐々木高齢福祉課企画係主事

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議 事

【報告事項】

社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の開催経過及び意見の対応状況について

資料A 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の開催経過及び意見に対する対応状況について

資料B 2月7日に開催した社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会からの意見及びパブリックコメントに対する対応について

【審議事項】

提言書（案）について

資料1 提言書（案）

(事務局説明：・資料A，B，1について説明)

三 條 委 員： 資料1，2ページ目の「本市が目指す高齢社会の基本理念に従って」とあるが，この基本理念とは何を指しているのか。また，5ページ目の認知症高齢者対策については，認知症について正しい知識を得ること，理解することが，いかに大切かということをもう少し強調していただきたい。

事 務 局： 「基本理念」については，計画書本文中の「計画の基本理念」のことを指している。認知症対策については，文言について再検討する。

浜 野 委 員： 資料1の「1. 提言にあたって」の中にある「近い将来，4人に1人が65歳以上の高齢者という…」という文言は，「近い将来」ではなく，具体的に「平成 年に」という表記にした方がいい。また，4ページの「事業者指定の権限が市町村に附与されることから，…」について，提言書の中の他の部分では「本市」と表現しているので，「市町村に」ではなく「本市に」とした方がよいのではないか。

事 務 局： いずれも表現についてあらためて検討する。

岩 崎 委 員： 現在，自治会においては，地区によって，高齢者の多いところとそうでないところと様々であるが，自治会長の職務は高齢の方がついていること多く，高齢化が顕著である。また，自治会に加入しない世帯については，関与しないという風潮がある。自治会に入らない又は入れないことにより，地域からの孤立化を助長する。こういった自治会の問題についても，課題認識ということで，資料1の「2 計画について（1）対応すべき課題について」の欄に盛り込んでよいのではないか。また，道路のバリアフリーの推進に

についても重要な施策であると考えている。

事務局：自治会の問題については、担当課と協議しながらここに盛り込むかどうか検討する。道路のバリアフリーについては、計画的に事業を推進しているが、現在は宇都宮環状道路内側で重点地域と定めた地域について推進しており、市全域に渡る整備には至っていない。

福田(久)委員：資料1 3ページの「介護保険制度の円滑な事業の実施に向けて」の中に、特養待機者の実態を踏まえた施設整備を推進していく、という文言を加えていただきたい。また、同ページの地域包括支援センターについては、今般の介護保険制度改正が実効あるものとなるかどうかの鍵となる事業であり、公正・公平な運営や個人情報等の秘密保持のための監督・指導が重要となる。そのため、事業者との明確な分離が必要となる、そういう観点を盛り込んでいただきたい。

千保委員：事業者との明確な切り分けは、包括支援センターの運営の中立性・公正性の確保のため設置される地域包括支援センター運営協議会の中でチェックされていくものであるから、この提言書にあらためて記載する必要はないのでは。

福田(久)委員：地域包括支援センターへの運営費としては年間1,500万円ということだが、センターへの単なる丸投げにならないよう、設置者としての市の責任をきちんと保持していただきたい。

千保委員：特養待機者の現状を踏まえてやみくもに施設整備を実施すれば、すべて介護保険料に跳ね返ることになる。今後も現在の場所で暮らし続けたい、という高齢者の希望を踏まえた施策を重点的に取り組んでいくことが必要と考える。

福田(久)委員：特養の待機者は、在宅での生活がもう限界であるというのが実態だと思う。4ページの「ウ・介護保険料及びサービス利用料」の最後の3行の表現が誤解を招くのではないかと感じる。老年者控除の廃止などにより、結果的にサービス利用の抑制につながってしまう。

事務局：この表現については再検討する。

福田(久)委員：なるべく介護保険料は安く抑えていただきたい。

千保委員：サービスの給付が増大すれば、介護保険料も連動して高くなる。

大森会長：給付は手厚く、保険料は安くというのは難しい。

福田(久)委員：前回の分科会で、介護給付基金を4.5億円取り崩して9.5億円残す、という案を提示されたが、もっと取り崩して保険料を安くするべきではないか。

事務局：基金を取り崩さない場合は、現行と比較して約33%増となるが、取り崩しにより約28%の増に抑えたところである。今、限界まで基金を取り崩

すと、第3期事業計画の期間内は保険料が安く抑えられるが、第4期に一気に跳ね上がることになることも懸念され、かえって負担が増大してしまう。県からは、基金の保有金額は、給付費の約2ヶ月分に相当する金額を残しておけばよいとされており、4.5億円の取り崩しではまだ残金に余裕があるが、今後、医療制度の改革や障害者自立支援法との関係など、社会保障制度全体の将来の見通しが不透明であることから、今後、保険料の増が緩やかになるよう配慮している。

福田(久)委員： 増税による高齢者の負担を考えれば、少しでも安く抑えた方がいい。

三 條 委 員： 今回保険料を安く抑えたとしても、抑えたことにより次期保険料にどのような影響を及ぼすかは、現時点では全く不透明である。

登 守 委 員： 今回保険料を安く抑えても、次期大幅に高くなるのであれば意味がない。

大 森 会 長： 介護保険料については、前回の分科会で提示された事務局の案のとおりでよろしいか。

添 田 委 員： 介護保険制度の導入により、介護は女性が担うもの、という従来の固定観念がなくなると期待していた。今後は在宅サービスの充実が重要となる。自分の周り的高齢者を見ても65歳くらいの方はまだまだ元気である。高齢者が生きがいをもって社会の一員として貢献できる社会の実現、という文言を提言書に入れて欲しい。

山 本 委 員： 地域包括支援センターの運営についてであるが、提言書案では、「公平性・公正性を確保する必要がある」と書かれているが、計画書では、「中立・公正な...」と表現している。整合性を図る必要があればどちらかに統一した方がいい。

また、資料1の4ページ、「悪質な事業者の出現が危惧され...」という表現は、サービス事業者の参入がイコール悪質な事業者の出現につながっている、という誤解を招く恐れがある。

事 務 局： いずれも表現については再検討する。

千 保 委 員： 資料1 6ページの「4. 施策の推進について」の中の、社協やボランティア等との連携の強化については、まさにこの通り推進していただきたい。更に、この中で地域包括支援センターのことも触れて欲しい。

事 務 局： 地域包括支援センターは、総合的な相談や介護予防マネジメントの機能など、地域の中で中心的な役割を果たすことになるので、この部分に地域包括支援センターの話も盛り込んでいく。

大 森 会 長： 地域包括支援センターの担う機能は大変重要であるとともに、これだけの役割を果たすのは大変なので、あの人員体制で本当に大丈夫なのかという不安もある。

高橋(秀)委員： 特養は確かに待機者が多いが、希望している人すべてが、必ずしも入所

の必要性がある人かというところをそうは思わない。高齢者本人は在宅を希望しているが家族は施設に入れたがっている、そういうケースもある。どういう理由で施設入所を希望しているのかをきちんと把握することも必要である。

小倉委員： 行政が出来ない部分は地域にやってもらうことも必要である。

福田(浩)委員： 中長期的な視点での地域福祉の推進が必要であり、そのためには、市民1人ひとりがきちんと意識することが必要。行政は、市民に対して、地域で出来ることは地域でやっていく、という機運を高めていくことが重要。地域の人には皆素人なので、コーディネーターの派遣などにより、地域に意識を植え付けるシステムの推進が必要である。

福田(久)委員： 現在、要介護1で特養等に入所している方で、今後要支援2になってしまった方についての配慮を、提言書の最後の「5. 計画内容・推進にあたっての配慮すべき事項」に加えていただきたい。

事務局： 現在要介護1の入所者で、更新等により要支援2と判定された方については、経過措置により、平成21年までは引き続き入所できることになっている。

福田(久)委員： 本計画の内容については、これまで社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会で審議してきたが、是非、計画審議のためだけの運営協議会を設けて欲しい。

大森会長： 提言書案については、本日委員の皆様よりいただいた意見を踏まえて事務局で修正を加える。

瀬尾委員： 修正後の内容については、事務局と大森会長に一任するということがかか。

一 同： 異議なし。

#### 4. その他

事務局： (今後のスケジュールについて)

#### 5. 閉 会